



「ビル&キープ方式の原則化」に係る 移行期間及び移行期間における音声接続料の算定方法 に関する検討の進め方

令和8年 9 月28日
事 務 局

1. ビル&キープ方式の原則化に係る①移行期間（原則化の適用時期）及び②移行期間における音声接続料の算定方法（ビル&キープ方式への円滑な移行を促進するための激変緩和措置の検討を含む）については、第一次答申の「今後の進め方」において、次のとおり整理されている。

- 双務的な一般呼においても事業者間の発着信トラヒックバランスに偏りがあることから、ビル&キープ方式を導入した場合、事業者の収益構造に影響を与える可能性があるとの指摘がある。しかし、これは現在の事業者間精算の仕組みを前提としたこれまでの競争の結果生じているものであるため、構造的に片務的となる呼のようにビル&キープ方式の対象外とはせず、ビル&キープ方式の原則化までに一定の移行期間を設け、事業者のみならず利用者に対しても制度変更について十分な周知を行うとともに、必要に応じて激変緩和措置を実施することで、事業者のビル&キープ方式への円滑な移行を促進することが適当である。
- ビル&キープ方式の原則化の適用時期については、全事業者一律に、遅くとも2031年度に係る接続料からビル&キープ方式を適用することを原則化することを目処として、上述の移行期間や事業者がPSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期等も考慮し、今後さらに検討を行うことが適当である。その際には、その必要性も含め、激変緩和措置についても具体的な検討を行うことが適当である
- ビル&キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間における音声接続料の算定方法については、
 - ① 移行期間における継続性・安定性を重視し、引き続きLRIC方式を適用する
 - ② LRIC方式の前提が実態と乖離しつつあることを重視し、速やかに実績原価方式に移行する
 - ③ ビル&キープ方式の原則化への円滑な移行を重視し、グライドパスを設ける等の方法により移行期間を通じて段階的に接続料を引き下げていくといった対応案が考えられるが、移行期間や激変緩和措置の在り方の検討とあわせて、関係事業者の意見を聴きつつ、今後検討を進めることが適当である。

2. これらに関し、今後の進め方について関係事業者に意見を求めた際及び第一次答申案に係る意見募集において、P.7～P.10のとおり、既に一部の関係事業者から意見が示されているところ。

3. ついては、これらの意見も参考にしつつ、移行期間及び移行期間における音声接続料の算定方法の在り方について、ビル&キープ方式への円滑な移行の促進という目的を踏まえ、以下の考え方に基つき、関係事業者の意見を聴くこととしてはどうか。

4. その上で、移行期間の有無や必要な期間、激変緩和措置の有無や段階的な引き下げの手法、激変緩和措置を設けない場合の移行期間における音声接続料の算定方法等について、その必要性や合理性を検討することとしてはどうか。

1. 原則化の適用時期について、第一次答申において、「全事業者一律に、遅くとも2031年度に係る接続料からビル&キープ方式を適用することを原則化することを目処」とされたことに対し、一部の事業者からは、ビル&キープ方式の導入効果を早期に実現する観点から、可能な限り速やかに導入すべきとの意見が示されている。第一次答申において、考えられる政策オプションを比較検討した結果、ビル&キープ方式の原則化が適当とされたことを踏まえれば、これらの意見のとおり、適用時期を必要以上に後ろ倒しする合理的理由は無く、可能な限り早期に実施することが適当と考えられる。
2. 他方、ビル&キープ方式の原則化に伴い、①事業者によってはビジネスモデルや料金戦略の見直しが必要となる可能性があること、②精算システムの改修に一定の期間を要することや現行システムの更改時期も考慮する必要があること、③事業者間での接続協定の変更手続等に一定の時間を要すること、④利用者に対して十分な周知期間を確保する必要があること、などの理由により、一定の移行期間が必要との意見も示されている。
3. そのため、ビル&キープ方式への円滑な移行の促進という目的を踏まえれば、合理的な必要性が認められる範囲であれば、一定の移行期間を設けることが適当と考えられるところ、移行期間を設ける必要性及びその合理的な期間について、移行期間を必要とする事業者に対して、以下のように、その必要とする理由に応じて具体的な説明を求めることとしてはどうか。

移行期間を必要とする理由	説明を求めるべき内容
ビジネスモデルや料金戦略の見直し	➤ ビル&キープ方式の原則化に伴いビジネスモデルや料金戦略の見直しを必要とする具体的な理由。 (ビル&キープ方式の原則化により当該事業者の事業にどのような影響があるのか、音声接続料の収支差や事業収入に占める音声接続料の割合等、事業へのインパクトについて定量的な説明を求める。) ➤ ビジネスモデルや料金戦略の見直しにどの程度の時間を要するのか。 (その期間において具体的にどのような見直しを行うのか、その検討にどの程度の時間を要するのか、具体的な説明を求める。)
精算システムの改修	➤ ビル&キープ方式の原則化に伴う精算システムの改修にどの程度の時間を要するのか。 (システム改修の内容、想定される工数、類似の改修に要した時間(実績)等を踏まえ、定量的な説明を求める。) ➤ 現行の精算システムの更改時期を考慮する必要がある場合、その具体的な理由。 (PSTNマイグレーションに伴い構築した精算システムの更改時期等に関し、一般的なソフトウェアの耐用年数が5年であることを踏まえれば、当該システムの除却損の影響は大きく低減しているとの指摘も踏まえ、具体的な理由を求める。)
接続協定の変更手続	➤ ビル&キープ方式の原則化に伴う接続協定の変更手続にどの程度の時間を要するのか。 (変更を要する接続協定の本数、変更を要する箇所、当該箇所の変更に要する時間等を踏まえ、定量的な説明を求める。)
利用者への周知期間	➤ ビル&キープ方式の原則化に向けた利用者への周知期間としてどの程度の期間が必要か。 (当該期間に行う周知の具体的方法、料金等を変更した場合の周知期間(実績)等を踏まえ、定量的な説明を求める。)
その他	➤ その他、移行期間を必要とする具体的な理由及びその期間(定量的な説明を求める)。

1. 第一次答申においては、ビル＆キープ方式への円滑な移行を促進する観点から、一定の移行期間を設けるとともに、必要に応じて激変緩和措置を実施することが適当とした上で、移行期間における音声接続料の算定方法について、激変緩和措置を含む3案を示し、移行期間や激変緩和措置の在り方の検討とあわせて今後検討を進めることが適当としている。
2. そのため、まず激変緩和措置の必要性について検討を行うことが適当であり、その上で激変緩和措置は導入しないとされた場合に、移行期間における音声接続料の算定方法として残る2案について比較衡量することが適当と考えられる。
3. 激変緩和措置については、移行期間を設けた上でさらに当該措置を講じる必要性について、当該措置を求める事業者に対して、具体的な説明を求めることとしてはどうか。その際、ビル＆キープ方式の原則化に向けてビジネスモデルや料金戦略の見直しを検討する必要があるという理由のみであれば、移行期間を設けて検討の時間的余裕を確保することで足りると考えられるところ、激変緩和措置として接続料の段階的な引き下げまで行う必要性について、具体的な説明が求められる。
4. また、一部の事業者から、激変緩和措置の導入は却ってコストの増加や事業者負担の増大、利用者の混乱を招く恐れがあるとの指摘があるところ、これらの事業者に対して、どのような問題が生じることが懸念されるのか、具体的な説明を求めることとしてはどうか。
5. これらの意見を踏まえ、具体的な必要性和導入による生じ得る弊害とを比較衡量した上で、激変緩和措置の実施の可否について検討することが適当と考えられる。
6. なお、特定の事業者のみを対象として激変緩和措置を導入することは公平性・中立性の観点から適当でなく、仮に激変緩和措置を実施する場合には、全事業者に対して一律・統一的に適用することが適当と考えられる。

説明を求めるべき項目	説明を求めるべき内容
激変緩和措置（段階的な接続料の引き下げ）を必要とする理由	➤ 移行期間の設定に加えて、激変緩和措置として段階的な接続料の引き下げを必要とする具体的理由。（例えば、ビル＆キープ方式の原則化に伴うビジネスモデルの見直しによる利用者料金の急激な変更を緩和するため、移行期間中から段階的に利用者料金を見直しを実施していく必要があることから、段階的な接続料の引き下げが必要という場合であれば、段階的な利用者料金見直しの具体的な内容や、そのような見直しを行う必要性としてビル＆キープ方式の原則化による事業へのインパクトについての定量的な説明（音声接続料の収支差や事業収入に占める音声接続料の割合等）を求める。）
激変緩和措置の導入により生ずる問題	➤ コストの増加や事業者負担の増大、利用者の混乱等、激変緩和措置の導入により生じる恐れがあるとする問題の具体的内容。（コストの増加や事業者負担の増大については定量的な説明を求める。なお、激変緩和措置の導入に伴うコストについては、次の3で検討する激変緩和措置の手法にもよると考えられるところ、特定の手法による場合には過大なコストが懸念される場合には、3の検討において考慮することとする。）

1. 激変緩和措置を実施するとした場合においても、段階的に接続料を引き下げる手法としては、
 - ① 移行期間を通じて（定額や定率により）直線的に引き下げるやり方もあれば、
 - ② 移行期間の前半における引下げ幅を大きくし、後半の引下げ幅を小さくすることにより、ビル＆キープ方式の原則化の適用時期の前後における変動幅を小さくするやり方や、
 - ③ 逆に、移行期間の前半における引下げ幅を小さくし、後半の引下げ幅を大きくすることにより、事業環境の変化への慣らし運転を重視するやり方、
 - ④ 全事業者について一意に引下げ幅を定めるのではなく、各年度の引下げ幅の上限値を定めた上で、各事業者の判断に基づき、事業者間の合意に基づき引下げ幅を決定するやり方、
 など、様々な手法が考えられる。
2. そのため、激変緩和措置を実施する場合にはどのような手法によることが適当と考えるか、その理由を含めて、関係事業者から説明を求めることとしてはどうか。
3. また、特定の手法について、導入による弊害が大きいと考える場合には、その理由を含めて、説明を求めることとしてはどうか。
4. これらの意見を踏まえ、2で検討する激変緩和措置を必要とする理由との整合性や、事業者及び利用者にとっての予見可能性、実施に伴うコスト、その他想定される弊害等を比較衡量した上で、激変緩和措置の手法について検討することが適当と考えられる。

説明を求めるべき項目	説明を求めるべき内容
採用すべき手法	➤ 激変緩和措置を実施する場合、段階的な接続料の引き下げの手法としては、どのような手法によることが適当か。（激変緩和措置を必要とする理由を踏まえて、当該事業者としてどのような手法が望ましいと考えるか、具体的な理由を求める。）
採用すべきでない手法	➤ 特定の手法については、導入による弊害が大きいと考える場合、その手法及び弊害の具体的内容。（例えば、特定の手法について、事業者における算定コストや事業者間協議のコストが却って大きいと考える場合には、その具体的な内容について説明を求める。）

1. 2の検討において、激変緩和措置は実施しないと判断に至った場合、ビル&キープ方式の原則化までの移行期間におけるメタルIP電話固有設備の音声接続料の算定方法としては、
 - ① 移行期間における継続性・安定性を重視し、引き続きLRIC方式を適用する
 - ② LRIC方式の前提が実態と乖離しつつあることを重視し、速やかに実績原価方式に移行する
 2案のいずれかが考えられる。
2. そのため、（激変緩和措置を導入しない場合における）移行期間における音声接続料の算定方法として、いずれの方法が適切とか考えるか、その理由を含めて、関係事業者から説明を求めることとしてはどうか。
3. 算定方法の検討にあたっては、ビル&キープ方式の原則化に向けた移行期間における在り方であることを踏まえれば、ビル&キープ方式への円滑な移行という観点を重視すべきと考えられる。その上で、事業者にとっての予見可能性や実施に係るコスト等にも配慮して、いずれの方法が適切であるか比較衡量した上で、算定方法について検討することが適切と考えられる。
4. なお、上記①②は第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に係るメタルIP電話固有設備接続料の算定方法に関するものであり、その他の事業者の接続料については、激変緩和措置を実施しない場合には、これまで通りの接続料の算定方法及び事業者間精算がビル&キープ方式の原則化まで継続することとなる。2における激変緩和措置の導入に係るコストの検討に際しては、これまで通りの算定・精算が継続する場合のコストとも比較衡量することが必要と考えられる。

説明を求めるべき項目	説明を求めるべき内容
採用すべき算定方法	➤ 激変緩和措置を導入しない場合における移行期間における音声接続料の算定方法として、採用すべき算定方法とその理由。（ビル&キープ方式への円滑な移行という観点から採用すべき理由について、具体的な説明を求める。）
採用すべきでない算定方法	➤ 激変緩和措置を導入しない場合における移行期間における音声接続料の算定方法として、採用すべきでない算定方法とその理由。（実施等に係るコストを理由とする場合には定量的な説明を求める。）

1. 事業者に対するヒアリングについては、下記の日程において、実施予定。

日程	ヒアリング事業者
第86回接続政策委 (10/27)	・NTT東日本株式会社、NTT西日本株式会社 ・株式会社NTTドコモ ・KDDI株式会社 ・ソフトバンク株式会社
第87回接続政策委 (11/16)	・NTTドコモビジネス株式会社 ・楽天モバイル株式会社 (調整中)
第88回接続政策委 (12/22)	(調整中)

【参考】各事業者の意見 移行期間（原則化の適用時期）についての考え方

7

事業者等	主な意見（ 青字 ：速やかな導入が適当 赤字 ：十分な期間が必要）
NTT東西	具体的な適用時期については、全事業者一律・公平にビル＆キープ方式が「円滑に」導入されるよう、これまで接続政策委員会等で示されてきた懸念事項も踏まえつつ、十分に議論を深め、事業者間でのコンセンサスを丁寧に形成したうえで決定されることが重要。
KDDI	- 一つのターゲットとして、固定電話のIP網への移行が本格化する2028年度を目途として実施することが考えられる。 - 特定の事業者における精算システムの更改時期を主たる理由として、ビル＆キープ方式の原則化を2031年度まで先送りすることは合理性に乏しく、適当ではない。 - 仮に2024年度にPSTNマイグレーション対応の精算システムを構築した場合であっても、一般的なソフトウェア資産の耐用年数が5年程度であることを踏まえれば、2028年度時点においては当該システムの簿価は相当程度低減している。 - また、精算システムの廃止に伴い一定の除却費が発生する可能性はあるものの、その一方で、精算業務の縮減による運用コストの削減や、将来的なシステム維持・更改費用の負担回避といった効果を楽しむことが可能となる。
NTTドコモ	- ビル＆キープ方式の原則化までの移行期間として十分な期間を設けることが事業者間の公平性確保、事業者の精算システム維持等の負担軽減及び収益構造への影響緩和の観点から有効。 原則化までに一定の移行期間を設けることにより、急激な環境変化を回避しつつ円滑な制度移行につながるものと考える。 2031年度末までにビル＆キープ方式の原則化をめざす場合、構造的に片務的となる呼の取扱いや激変緩和措置の必要性等の諸課題について丁寧に議論・整理した上で、事業法の改正及び事業者間の接続協定の変更手続き等を完遂する必要がある。 - 仮に解決できない課題が残った場合は、特定の導入時期に拘らず関係事業者のコンセンサスを得ながら検討を進めることが適当。
ソフトバンク	ビル＆キープ方式は可及的速やかに導入すべきであり、遅くとも2029年度にはビル＆キープ方式を導入することが適当。 - 仮に2024年度に精算システムを構築した場合でも、一般的なソフトウェアの耐用年数が5年であることを踏まえれば、2029年度には当該システムの除却損の影響は大きく低減している。また、コスト削減効果については、早期に発現させるべきである。なお、これまでの接続制度における激変緩和措置の適用期間は長くとも3年程度。
NTTドコモビジネス	- ビル＆キープ方式の原則化について全事業者一律導入時期の目処を明確に示すことで、将来の制度変更を織り込んだ上で、料金戦略やコスト構造等の見直しに関する検討に計画的に着手することができ、安定的かつ継続的な事業運営につながるものとして適切。 - ただし、前述の通り、全事業者一律導入までに構造的に片務的となる呼の扱い等の各種課題について丁寧な議論が必要。
Coltテクノロジーサービス	2031年度について、無条件の適用期限ではなく、必要な論点整理及び制度整備が完了した場合の目標時期として位置づけるべき。未整理の論点を残したまま、全事業者一律適用の期限として扱うことは適切ではない。

事業者等	主な意見（青字：激変緩和措置の導入が必要 赤字：激変緩和措置の導入は不要/慎重な検討が必要）
NTT東西	・ビル&キープ方式を原則化する際には、「激変緩和措置」を導入すべきではなく、予め定めた時期において、対象となる全ての通話について、全事業者が一律・公平に導入することが不可欠。 ■規制・運用コストの観点 ✓ 具体的な内容や実現方法の検討に相当の期間を要することに加え、激変緩和対象呼と激変緩和対象外呼が混在することになり、運用が非常に煩雑になることも想定される等、行政・事業者の規制・運用コストを増大させることにつながる ■事業者・利用者への影響の観点 ✓ マイナスの収支影響（受取接続料と支払接続料の差分）が大きい事業者の事業継続性への配慮を目的としたものであるなら、激変緩和措置は当該事業者に対してマイナスの収支影響を早期から段階的に発生・拡大させるものとなり、当該事業者の事業継続性を阻害することになってしまう。 ✓ 利用者料金の水準・体系を段階的に変更することも想定され、事業者のみならず、利用者の混乱を招くおそれがあること。 ■制度の在り方の観点 ✓ ビル&キープ方式は、現行の費用負担・回収モデルの延長線上にあるものではなく、そのコストをユーザからの通話料により回収するモデルへとドラステックに変革するものであることから、「激変緩和」を採用することは中間解としてなじまないこと。 ✓ 非指定事業者の接続料も含めて一律に低減化させることを確実に担保するための規律を設けることが必須であるが、その実現へのハードルは高いこと。
KDDI	・ビル&キープ方式の原則化導入までの期間においては、接続料水準差が発生しないビル&キープ方式の制度趣旨に近付けていくことにより円滑な制度移行を実現する観点から、LRIC方式による接続料の段階的引下げに加え、二種指定事業者の接続料も含めた全事業者間における接続料水準の段階的な引下げを進めるための政策的措置を講じるべきと考えます。
NTTドコモ	・激変緩和措置は、行政・事業者双方の規制対応コストを増加させる可能性もあるため、その目的や必要性から十分に議論すべき。 ・特に、指定事業者と非指定事業者との間の公平性の観点で、激変緩和措置の設定自体には慎重な判断が必要。 ・なお、事業者ごとのビル&キープ方式の段階的導入や、接続料の段階的低減といった激変緩和措置は、公平性の問題や運用コストの増大を招き、ビル&キープ方式のメリットを損なう虞があるため適切ではない。また、激変緩和措置として原則化に先立ち段階的にビル&キープ方式を導入することは、移行に向けた準備期間が短縮され、却って事業者負担が増大する虞もある。
ソフトバンク	・制度変更による影響を緩和するとともに、事業者の予見可能性を確保しながら円滑な制度移行を実現する観点から、ビル&キープ方式導入までの移行期間において、必要に応じて激変緩和措置を講じることが適当と考えます。 ・制度変更による影響を緩和するとともに、制度の公平性及び予見可能性を確保し、事業者が利用者料金や事業計画の見直しを計画的に実施できるよう、激変緩和措置については業界全体で統一的なガイドパスを設定すべきと考えます。 （具体例として、FY26適用接続料をベースにビル&キープ方式導入年度の適用接続料を0円とするガイドパスの設定を提案）

事業者等	主な意見（青字：激変緩和措置の導入が必要 赤字：激変緩和措置の導入は不要/慎重な検討が必要）
アイ・ピー・エス・プロ	・小規模事業者においては、接続料収入に代わる収益構造への転換が求められる。その過程において、円滑な移行ができない事業者が市場から退出せざるを得ない場合も想定されるため、退出事業者に対する一定の配慮措置（例：他事業者との相互接続の現状復帰工事費用の減免等）を講じることを希望。 ・当社が提案するRPP（Receiving Party Pays）方式について、総務省において業界全体への普及に向けて積極的に推進・主導していただくことを希望。
NTTドコモビジネス	・一定の移行期間が想定されている中、さらに激変緩和措置を設ける必要性については慎重な検討が必要と考える。特に、激変緩和措置の内容によっては各社は自社の料金戦略見直しや精算システム改修等を段階的に行う必要が生じる可能性もあり、逆にコスト増加や利用者の混乱を招きかねず、円滑な制度移行が阻害されることが懸念される。
Coltテクノロジーサービス	・接続料で回収してきた費用を、利用者料金、卸料金、法人向け料金、公的支援のいずれにより回収するのかを明確にする必要がある。 ・ビル＆キープ方式を一律に適用した場合、中小事業者にとって持続可能な事業モデルの構築が困難となり、競争環境の不安定化や、結果として利用者料金の上昇を招くおそれがある。

事業者等	主な意見（青字：ビル&キープ方式にあわせたLRIC廃止、赤字：LRICの即時廃止）
NTT東西	ビル&キープ方式原則化の実施有無によらず、以下の理由により、LRIC方式は直ちに廃止し、直近の適用料金から実際費用方式（実績原価）へ移行すべき。 ■ 音声通話は、固定電話からモバイル、さらには通信アプリ等、新たなコミュニケーションツールにシフトしており、LRIC方式を導入する上での前提とされた音声通話市場における加入電話の独占性はもはや存在しないこと。 ■ 中継電話市場の競争促進を図るという目的で導入されたLRIC方式は、その役割を終えていること。 ■ IP網への移行完了により、事業者間の接続形態はシンプルな発着2社間の直接接続になり、当社を含む各社は、お互いに着信網の接続料を負担した上で発信呼の料金設定を行う対称・対等な関係となったため、当社のみLRIC方式を適用するといった非対称規制を課す必要性はないこと。 ■ 2035年頃までの間の「維持・縮退フェーズ」においては、「現時点で利用可能な最も低廉で最も効率的な設備と技術を利用する」というLRIC方式の適用による非効率性の排除は現実的ではなく、実態と乖離していること（ベンチマークとして機能しない）。 ■ 当社は、LRIC方式導入からの25年間（2000年～2024年度）において、実際費用と比較して累計▲8,075億円の未回収額を負担してきたところ、今後も加入電話の赤字拡大が見込まれる中で、実際に生じたコストが回収可能となることが必要不可欠であること。
ソフトバンク	一般呼については、ビル&キープ方式の導入に伴い事業者間において接続料の相互の支払いは原則としてなくなり、①原価算定において非効率性排除の見通しが明らかでない、②ベンチマークとしての役割が失われるといった懸念について解消されると考えるが、構造的に片務的となる呼については、ビル&キープ方式導入後においても事業者間の精算が継続することになると想定されるため、これら①、②の懸念を解消する役割としてLRIC方式が引き続き必要になることも考えられる。したがって、片務的となる呼の扱いの検討の結果を踏まえて、LRIC方式の要否を判断すべき。
NTTドコモ	LRIC方式は、導入当初に整理された「接続料引下げを促進して、競争を通じた利用者の利便向上を実現する」という役目・役割を果たしたと考えられるため、電気通信事業法を改正し、即時廃止すべき。
中部テレコミュニケーション株式会社	ビル&キープ方式の原則化にあわせてLRIC方式の適用を廃止することには賛成。 ビル&キープ方式の原則化を適用するまでの移行期間については、LRIC方式以外の新たなモデルを採用した場合、総務省殿及び関係事業者に相応の負担が生じることが想定される。このため、移行期間中は、現行のLRIC方式の継続を要望する。